4 中学校

(1) 学校数

学校数は161校(本校159校、分校2校) で、前年度より3校(1.8%)減少している。(表31)

表 3 1 設置者別学校数

(中学校)

-			国立				公		拉				私立
区 分	計	うち		公立計		本	校			分	校		
		分校	(本校)	スエリ	計	県立	市立	町立	計	県立	市立	町立	(本校)
平成29年度	167	2	2	157	155	1	143	11	2	_	2	-	8
30	166	2	2	156	154	1	142	11	2	_	2	-	8
令和元	165	2	2	155	153	1	141	11	2	_	2	-	8
2	164	2	2	154	152	1	140	11	2	-	2	-	8
3	161	2	2	151	149	1	139	9	2	-	2	-	8

⁽注) 休校中の学校を含む。また、国立及び私立には分校はない。

生徒数別にみると、生徒数 $1\sim4$ 9人の学校 3 4校(全学校数の 2 1. 1 %)、 1 0 $0\sim1$ 4 9人の学校 2 2校(同 1 3. 7 %)、 3 0 $0\sim3$ 9 9人の学校 1 9校(同 1 1. 8 %)、 4 0 $0\sim4$ 9 9人の学校 1 5校(同 9 . 3 %)、 などとなっている。

特別支援学級を置く学校は125校で、前年度より2校(1.6%)減少している。(表32)

表 3 2 生徒数別学校数

(中学校)

	Tio.	ļ.	0	٨	1~		5 0 ~		100	~	150	~	200	~	250~	
区 分	п	I	0			49人		99人	1	49人	1	99人	2	49人	2	99人
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
平成29年度	167	100	10	6.0	32	19.2	19	11.4	19	11.4	13	7.8	13	7.8	12	7.2
30	166	100	10	6.0	33	19.9	17	10.2	20	12.0	13	7.8	13	7.8	13	7.8
令和元	165	100	10	6.1	34	20.6	17	10.3	22	13.3	9	5.5	11	6.7	16	9.7
2	164	100	11	6.7	35	21.3	15	9.1	23	14.0	6	3.7	13	7.9	15	9.1
3	161	100	11	6.8	34	21.1	13	8.1	22	13.7	9	5.6	13	8.1	13	8.1
	3 0 0	~	4 0 0	~	500	\	6 0 0	\	700	~	800	~	900.	人	特別支援等	学級を置く
区 分	3	99人	4	99人	5	99人	6	99人	7	99人	8	99人		以上	学校数((再掲)
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
平成29年度	21	12.6	16	9.6	5	3.0	4	2.4	2	1.2	_	-	1	0.6	127	76.0
30	20	12.0	14	8.4	8	4.8	2	1.2	2	1.2	-	-	1	0.6	128	77.1
令和元	20	12.1	14	8.5	6	3.6	4	2.4	1	0.6	-	-	1	0.6	131	79.4
2	21	12.8	13	7.9	4	2.4	6	3.7	1	0.6	-	-	1	0.6	127	77.4
3	19	11.8	15	9.3	5	3.1	4	2.5	2	1.2	-	-	1	0.6	125	77.6

(注) 「特別支援学級」とは、知的障害者など学校教育法第81条第2項各号に該当する生徒で編制されている学級をいう。

(2) 学級数

学級数は1,465学級で、前年度より11学級(0.7%)減少している。

編制方式別にみると、単式学級1,173学級、複式学級3学級、特別支援学級289学級で、前年度より単式学級は13学級減少、複式学級は前年度と同数、特別支援学級は2学級増加となっている。

1学級当たりの生徒数は23.0人で、全国平均よりも3.9人少ない。(表33)

収容人員別にみると、収容人員 $31\sim35$ 人の学級 518学級(全学級数の 35.4%)、 $26\sim30$ 人の学級 383学級(同 26.1%)、7人以下の学級 323学級(同 22.0%)などとなっている。(表 34)

表33 編制方式別学級数及び生徒数

(中学校)

区分	計品	+	単式	学 級	複 式	学 級	特別支	援学級		学級当たりの生 徒 数	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	山口県	全 国	
平成29年度	1,515	35,488	1,247	34,719	3	9	265	760	23.4	27.8	
30	1,480	34,467	1,211	33,640	4	13	265	814	23.3	27.5	
令和元	1,478	33,949	1,195	33,040	6	25	277	884	23.0	27.2	
2	1,476	33,677	1,186	32,709	3	10	287	958	22.8	27.1	
3	1,465	33,721	1,173	32,678	3	10	289	1,033	23.0	26.9	

- (注) 1 「単式学級」とは、同学年の生徒で編制されている学級をいう。
 - 2 「複式学級」とは、2以上の学年の生徒で編制されている学級をいう。
 - 3 「特別支援学級」とは、学校教育法第81条第2項各号に該当する生徒で編成されている学級をいい、単式学級、複式学級には含めない。

表34 収容人員別学級数

(中学校)

	計		7人以下		8~		13~		21~		26~		31~		36~		4 1人	
区 分	ĒΙ		1 /	以 [12人		20人		25人		30人		35人		40人		以上
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
平成29年度	1,515	100	298	19.7	38	2.5	86	5.7	134	8.8	420	27.7	537	35.4	2	0.1	-	-
30	1,480	100	300	20.3	38	2.6	85	5.7	136	9.2	395	26.7	522	35.3	4	0.3	_	_
令和元	1,478	100	314	21.2	39	2.6	89	6.0	130	8.8	417	28.2	485	32.8	4	0.3	_	_
2	1,476	100	322	21.8	51	3.5	88	6.0	97	6.6	423	28.7	492	33.3	3	0.2	_	_
3	1,465	100	323	22.0	48	3.3	83	5.7	100	6.8	383	26.1	518	35.4	10	0.7	-	_

(3) 生徒数

生徒数は33,721人(男子17,243人、女子16,478人)で、前年度より44人(0.1%)増加している。(表35)

特別支援学級の生徒数は1033人で、前年度より75人(7.8%)増加している。(表36)

表 3 5 学年別生徒数

(中学校)

区分	計	1学年	2 学年	3 学年
平成29年度	35,488	11,581	11,813	12,094
30	34,467	11,103	11,564	11,800
令和元	33,949	11,266	11,114	11,569
2	33,677	11,324	11,255	11,098
3	33,721	11,142	11,324	11,255
男	17,243	5,706	5,800	5,737
女	16,478	5,436	5,524	5,518

表36 特別支援学級生徒数

(中学校)

				病弱					自閉症
区分	計	知的障害	肢体不自由	•	弱被	見	難聴	言語障害	•
				身体虚弱					情緒障害
平成29年度	760	306	15	3		1	22	_	413
30	814	306	10	3		2	20	_	473
令和元	884	329	13	7		2	11	_	522
2	958	346	19	11		_	10	_	572
3	1,033	374	20	12		_	12	_	615

(4) 外国人生徒数

外国人生徒数は28人で、前年度より7人(20.0%)減少している。(表37)

表37 外国人生徒数

(中学校)

区分	平 成	平 成	令 和	令 和	令 和
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
外国人生徒数	26	20	30	35	28

(5) 教職員数

教員数(本務者)は2,996人(男性1,631人、女性1,365人)で、前年度より12人(0.4%)減少している。(表38)

教員数(本務者)のうち、女性教員の占める比率は45.6%で、前年度と同数となっている。(図4、参考表)

本務教員1人当たりの生徒数は11.3人で、全国平均よりも1.7人少ない。(表39) 公立学校における指導主事等の数は30人で、前年度より5人(14.3%)減少している。 (表40)

休職等教員数は70人で、前年度より3人(4.5%)増加している。(表41) 職員数(本務者)は303人で、前年度より3人(1.0%)増加している。(表42)

表38 教員数(本務者)

(中学校)

区分		計		校	長	副核	表	教	頭	主幹	教諭	指導	教諭	教	諭	助教	対諭	養護	教諭	養護即	勃諭	栄養	教諭	講	師
<u>∟</u> 7,7	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成29年度	3,111	1,707	1,404	123	18	4	-	163	22	4	-	1	-	1,396	1,153	2	2	-	161	-	-	-	32	14	16
30	3,047	1,674	1,373	125	15	3	-	159	23	5	-	-	1	1,362	1,123	2	3	1	157	-	-	-	33	17	18
令和元	3,021	1,657	1,364	130	12	-	-	161	25	6	-	-	-	1,335	1,107	-	2	1	156	-	-	1	34	23	28
2	3,008	1,637	1,371	129	12	1	-	157	24	2	-	2	-	1,328	1,128	2	1	1	156	-	3	1	37	14	10
3	2,996	1,631	1,365	127	11	3	-	153	25	3	-	1	1	1,333	1,127	1	1	1	152	-	1	1	37	8	10

表39 本務教員1人当たりの生徒数

(中学校)

区分	昭 和	昭 和 40年度	昭 和	昭 和	平 成	平 成	平 成	令 和	令 和	令 和
	30年度	40年度	50年度	60年度	7年度	17年度	27年度	元年度	2年度	3年度
山口県	28.1	23.6	18.3	19.1	14.9	12.3	11.7	11.2	11.2	11.3
全 国	29.6	25.1	20.3	21.0	16.9	14.6	13.7	13.0	13.0	13.0

(注) 本務教員1人当たりの生徒数=生徒数計÷本務教員数計 ※小数点第2位四捨五入

図4 本務教員の男女別構成の推移(中学校)

(参考表) 本務教員に占める女性教員 の比率(中学校)

(%)
----	---

%		
100		
90		
80		
70	男性教員	
60		
50		
40		
30		
20	女性教員	
10		
0		
		全国
	日 日和30年度 40 50 60 平成7年度 17 27 令和:	3年度

		(/ 0 /
区分	山口県	全 国
昭和30年度	24.2	22.9
40	24.8	25.3
50	26.4	29.4
60	32.4	33.9
平成7	40.8	39.2
17	42.5	41.1
27	44.2	42.8
令和元	45.2	43.5
2	45.6	43.7
3	45.6	44.0

表40 指導主事等の数(公立のみ)

(中学校)

						() ()
•					教育委員会	留学者・
	X	分	計	指導主事	事務局等勤	海外日本人
					務者・その他	学校派遣者
平成29年度		9年度	35	19	2	14
30		0	35	18	_	17
令和元		Ī	41	22	6	13
	2	2	35	18	4	13
	3	3	30	5	9	16

- (注) 1 「指導主事」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第4項後段の規定により指導主事を充てられた者をいう。
 - 2 「教育委員会事務局等勤務者・その他」とは、学校に籍はあるが、教育委員会事務局・教育研究所・公民館・理科センター等に専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者をいう。
 - 3 「留学者」とは、国内又は外国の大学・教育研究所へ研修のため6か月以上継続して派遣されている者をいい、「海 外日本人学校派遣者」とは、長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣 されている者をいう。

表 4 1 休職等教員数

(中学校)

		休職				
豆 八	計	教員組合	職務上		育児	介 護
区分	ĒΙ	事務専従者	の負傷	その他	休 業	休 業
		(公立のみ)	・疾病			
平成29年度	57	2	1	13	41	
30	61	2	_	9	50	•••
令和元	71	2	_	16	53	
2	67	1	1	7	58	
3	70	_	3	4	63	_

表42 職員数(本務者)

(中学校)

	計	負担法による者 (公 立)		その他の者				
区分						学校給食		警備員
		事務職員	学校栄養職員	事務職員	養護職員	調理	用務員	•
						従事員		その他
平成29年度	318	165	16	12	1	64	46	14
30	320	162	14	17	1	66	45	15
令和元	297	159	10	18	1	43	51	15
2	300	161	6	16	_	42	48	27
3	303	162	4	13	_	44	46	34

⁽注) 1 国・公立校の私費負担職員は含まない。

^{2 「}負担法による者」とは、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法による者をいう。

^{3 「}警備員・その他」とは、学校警備員、ボイラー技師、寄宿舎指導員、その他の職員をいう。